

災害時、ひとりで避難することが困難な方へ 個別避難計画の作成をしませんか

志木市では、災害に備えるため、「ひとりで避難することが困難な方」について、避難場所や避難に協力してくれる方をあらかじめ決めておく「個別避難計画」を作成しています。ひとりでの避難が困難な方は、別紙の【黄色】と【ピンク】の書類を市へ提出してください。ご提出いただいた情報があなたの「個別避難計画」になります。「個別避難計画」は町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提供し、日頃の見守りや防災訓練での活用、災害時の安否確認などに役立てます。

下記に該当する方へご案内しています

- ・75歳以上の単身の世帯の者 ・75歳以上の者のみで構成される世帯の者
- ・要介護認定を受けている者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者)
 - ※3級にあっては、障害の程度が下肢、体幹又は移動機能障害である人として記載されている者
- ・療育手帳の交付を受けている者(当該障害の程度がⒶ、A又はⒷに該当する者)
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(当該障害の程度が1級又は2級に該当する者)
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する支給認定を受けた指定難病患者
- ・埼玉県の特定疾患医療給付の認定を受けている者
- ・小児慢性特定疾病の支給認定を受けた児童 など

「避難行動要支援者同意者名簿」に登録済みの方も、改めて同意と作成について回答してください。

作成を希望する場合

同意書【黄色】と情報提供書【ピンク】を記入し、防災危機管理課へ提出してください。
詳しい記入・提出方法は、裏面や別紙記入例をご覧ください。

作成を希望しない場合

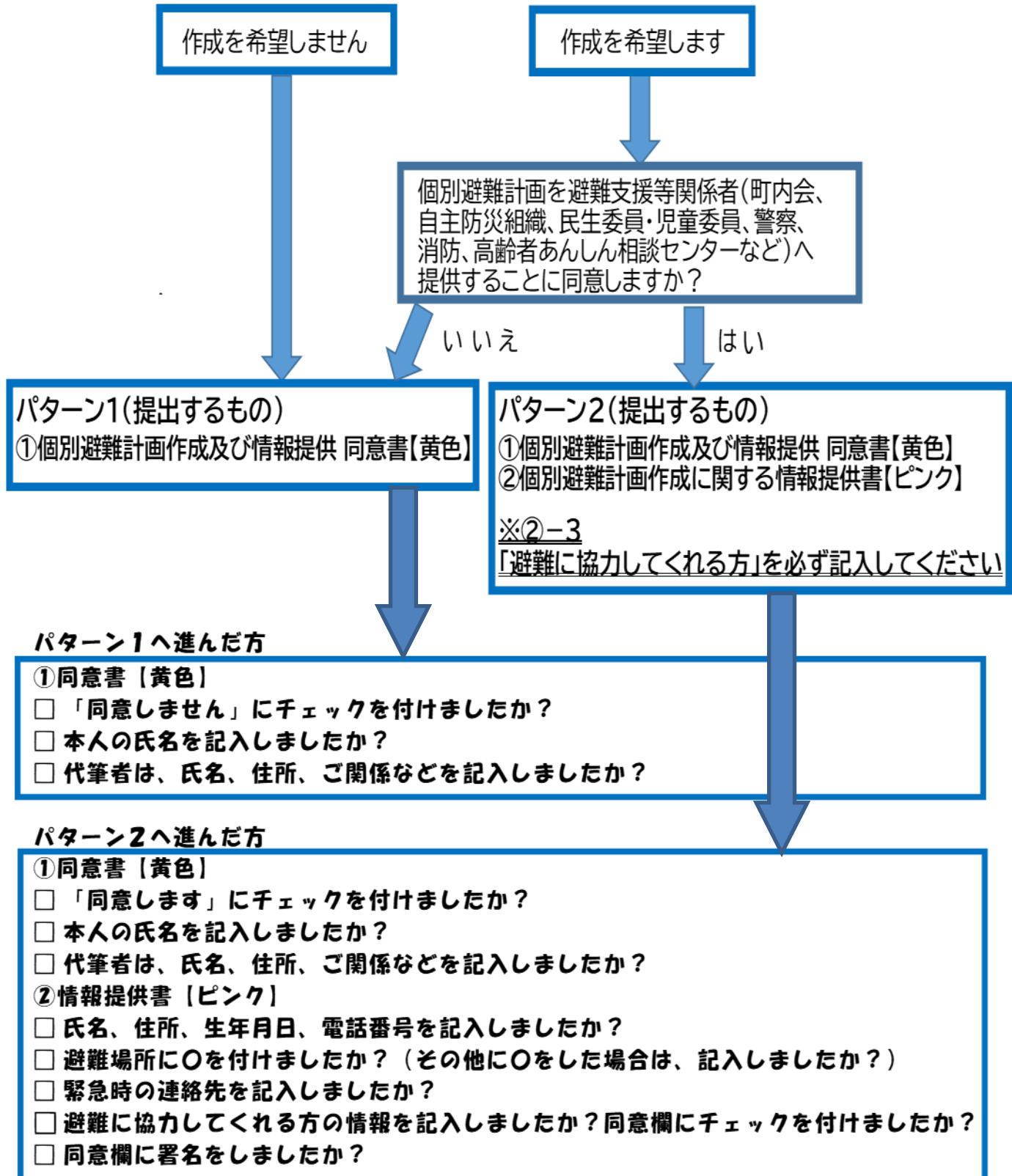
作成を希望しない場合も、同意書【黄色】の提出が必要です。

同意書【黄色】の同意しませんに✓を記入し、防災危機管理課へ提出してください。

※「同意しません」で同意書を提出された方でも、身体状況の変化等により個別避難計画の作成が必要になった場合は、個別避難計画の作成ができます。関係書類を郵送しますので、防災危機管理課へご連絡ください。

記入方法・提出書類については裏面へ





提出する前に必ず確認してください!

確認が終わったら、返信用封筒に書類を入れ、ポストに投函してください。

【お問合せ・提出先】

志木市役所 防災危機管理課（庁舎3階 10番窓口）

電話 048-473-1111（代表） 内線3093